

(3) 賃貸型集合住宅の入居者に対する契約時における料金透明化の促進

課題

- 賃貸集合住宅においては、供給契約締結時に契約内容等に納得できない場合でも、入居者がガスを利用するためには、オーナー等が選択した事業者との契約締結を余儀なくされる。
- 本件に係る苦情の背景には、ガス消費機器等の付随設備の費用をLPガス販売事業者が負担し、ガス料金で回収するため料金が高く設定されているケースがあるという事情も存在。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

① LPガス料金に設備費用等を含む場合、液石法第14条書面に明記することを運用・解釈通達に明確化

<液石法省令第13条（書面の記載事項）関係>

例えば賃貸集合住宅等において、**液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。**ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金（場合により、その他の設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。**ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額（合計額）を記載すること。**

② 入居予定者からの料金照会に適切に対応する必要があることを、取引適正化ガイドラインで明示

<苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理>

液化石油ガス販売事業者は、**集合住宅入居予定者を含め、一般消費者等から寄せられる液化石油ガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理**する必要がある。

※集合住宅入居予定者がLPガス料金の照会を行えるよう、国土交通省から不動産仲介業者に対し、入居予定者にLPガス販売事業者の名称及び連絡先を伝えるよう要請済み。